

平成25年第2回定例会（12月議会）
建設部 提出資料

建設委員会

【所管関係】

- 港湾空港課 能代港潜堤訴訟（求償金請求事件）について 1

能代港潜堤訴訟（求償金請求事件）について

平成 25 年 1 月 2 日
港 湾 空 港 課

1. 本事件の経緯

- (1) 本件潜堤は、外航航路の漂砂による埋没防止を目的として、平成 15 年度～19 年度の 5 か年計画で、国土交通省秋田港湾事務所が築造した。
(平成 18 年 1 月に潜堤本体工事完了)
- (2) 保安部と事業実施者の協議により、工事期間中は工事区域を示す灯浮標を設置していたが、工事完了後は撤去されたままであった。
- (3) 平成 19 年 1 月 29 日、貨物船第七量安丸が本件潜堤に乗り揚げた。

2. 本件訴訟の経緯

- (1) 平成 22 年 1 月 20 日、三井住友海上火災保険が提訴した。
- (2) 平成 25 年 4 月：秋田地裁による和解案の提示
 - ① 本件潜堤に灯浮標を設置していなかったことは、本件潜堤の安全性を損なうとともに能代港自体の安全性を損なうと言えるので、本件潜堤及び能代港の管理に瑕疵が認められ、国及び県がそれぞれ国賠法上の賠償責任を負う。
 - ② 和解金額は、4 千万円。
- (3) 平成 25 年 8 月、国・裁判所が協議の上、国と県の内部的負担割合を「国：県 = 9：1 = 3600 万円：400 万円」とする案が、県に対して提示された。

3 和解案諾否の検討

- (1) 本件事業に国及び県が支出する財源は、平成 19 年度の取付部築造工事を終え県に管理委託を行うまでの間に必要となる管理行為に要する費用にも充当することが、事業上当然に予定されているので、本件事故当時の本件潜堤の管理について、県は費用負担者に含まれる。したがって、国賠法上の損害賠償責任を否定することは困難である。
- (2) また、本件事業の国及び県の費用の負担割合は、概ね「国：県 = 2：1」であるので、国が示した県の内部的負担割合の案は、県に有利と言える。

(参考)

国家賠償法

第二条 道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 略

第三条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の营造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の营造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

2 略

港湾法

第十二条 港務局は、次の業務を行う。

一 略

二 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。）。

三～十四 略

2～5 略

(事故模式図)



(第七量安丸)



潜堤に乗り上げて身動きが取れなくなった「第七量安丸」

(諸元)

総トン数：498トン

全長：約75.5m

喫水深：約4.7m

機関の種類：ディーゼル機関

出力：735キロワット